

施策内容(案)

まちづくり方針4 「都市基盤の充実した住みやすいまちづくり」

- 4-1-1 計画的な土地利用の推進……………P3
- 4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成……………P5
- 4-1-3 快適な住環境の創造……………P7
- 4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進……………P9
- 4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進……………P11
- 4-2-3 公共交通アクセスの充実……………P13
- 4-2-4 良質な水の安定供給……………P15

まちづくり方針5 「魅力的で活力のあるまちづくり」

- 5-1-1 にぎわいのある商業の振興……………P17
- 5-1-2 活力ある工業の振興……………P19
- 5-1-3 都市型農業の振興……………P21
- 5-2-1 産業と雇用の創出……………P23
- 5-2-2 魅力ある観光の振興……………P25
- 5-2-3 国際交流の推進……………P27

まちづくり方針6 「誰もが生きがいをもち輝くまちづくり」

- 6-1-1 読書を通じた交流の推進……………P29
- 6-1-2 読書環境の整備……………P31
- 6-2-1 生涯学習の推進……………P33
- 6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進……………P35
- 6-2-3 文化・芸術の振興……………P37
- 6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承……………P39
- 6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり……………P41
- 6-3-2 ジェンダー平等社会の形成……………P43

まちづくり方針7 「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」

- 7-1-1 健康づくりの推進……………P45
- 7-1-2 安定した社会保障制度の確立……………P47
- 7-2-1 地域福祉の推進……………P49
- 7-2-2 地域包括ケアシステムの構築……………P51
- 7-2-3 障がい者福祉の充実……………P53
- 7-2-4 高齢者福祉の充実……………P55

方針	まちづくり方針 安全でいつも安	施策を実施することによる「目指す姿」
施策の柱	災害から市民の生命と財産を守る	
施策	1-1-1 強靱な防災基盤の構築	
目指す姿	災害に強いまちになる	

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市では、都市化の進展に伴い、道路幅も確保された新市街地が広がる一方で、今後老朽化する橋梁や道路は急速に増えていく見込みです。 ●市内ではM7クラスの地震が、今後30年以内に70%の確率で発生する首都直下地震により、木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。また、市内全域が液状化の危険性が高く、ライフライン施設に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。 ●災害予防対策としては、老朽化した橋梁の架替え・長寿命化や緊急輸送道路の安全点検、危険な構造物の改修など、安全性の確保が必要です。 ●災害時においては、通信制限等が行われ、最新の情報を入手することが困難な場合があります。防災行政無線をはじめとした災害情報を住民に対して迅速に伝達する手段の多重化・多様化を図り、迅速な避難行動を促す必要があります。 ●災害時に住民が安全に避難することのできる避難所の開設及び運営が混乱なく円滑に行われることが求められています。平常時から避難所となる施設管理者、地域住民と顔の見える関係を築き、ルール作りなどを話し合う議論の場を通じて、地域の実情に応じた体制の整備が必要です。 ●大規模災害においては、市は情報収集などの初期対応に追われてしまうため、「公助」だけに頼らない「自助」「共助」の取組みがどれだけ出来ているかが、防災・減災対応では要となります。自主防災活動を活発化させ、地域防災力の向上を図ります。
-------	---

【写真・データ】	「目指す姿」に向かう上での、三郷市の現状と課題
	課題を解決するための取り組みに係る「個別計画」
【用語説明】	

SDGsに向けた方向性



普段から災害を想定した行政運営を行うことで、災害による死者や被災者数を大幅に減らします。また、被害の大きさを少しでも小さくできるよう、行政主体の防災対策に加え、市民同士の自主防災活動を促進します。

施策実現のための取組み

取組み名	内容
住宅の耐震化を促進	<p>地震発生時の被害を軽減するため、平成25年度から開始した建築物耐震改修の促進事業において、所有者に対し、耐震化に要する費用の一部を補助します。</p> <p>②参加と協働 住宅の耐震化を促進</p>
避難所の円滑な運営のための委員会の設置	<p>営に関わる施設管理者、地域住民、市職員がルールを取り決めしておき、その手順が実効</p> <p>②参加と協働 地域との連携強化</p>
防災情報ネットワークの充実	<p>災害現場における、迅速な応急対策を実施するため、民間事業者等との災害応援協定の締結を進めると共に、気象情報サービスや国・県をはじめとする他機関とのネットワーク等を活用し、的確な防災情報を収集できるよう取り組みます。</p> <p>①市民サービス 防災情報の共有化</p>
災害に対する地域の活動支援	<p>三郷市自主防災組織連絡協議会において地域住民が中心となって自主的に活動することができるよう、各種企画事業の活動を支援します。また、市民の防災意識の向上を図ります。</p>
地域の防災リーダーの育成	<p>市民に</p>
物資等供給体制の整備	<p>避難所に、非常置等を</p>
災害に対する応急体制を速やかに整える	<p>三郷市災関係を早期</p>

施策を実施することでのSDGsの関連性

課題を解決するための取り組み

課題を解決するための取り組みに対する行政改革の視点

● 6つの視点を設定

- ① 市民サービスの視点
- ② 参加と協働の視点
- ③ 政策形成の視点
- ④ 職員及び組織の視点
- ⑤ 財政運営の視点
- ⑥ 市有財産の視点

《行政改革の取り組み》

少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化など、様々な社会環境の変化を踏まえ、行政の新たな制度や仕組みの構築、業務の改善などの取り組みが求められています。また、単なるコスト削減だけが目的ではなく、市民サービスを向上し、費用対効果を高めなければなりません。そのためには主体的に創意工夫に取り組み、行政改革に取り組む必要があります。

三郷市建築物耐震改修促進計画（令和3年度改定予定）

三郷市地域防災計画

国民保護に関する三郷市計画

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	地域の特性を生かした快適な都市をつくる
施策	4-1-1 計画的な土地利用の推進
目指す姿	計画的な土地利用により、都市環境と自然環境の調和がとれたまちが実現している

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画マスタープランに基づき、定住性の高いゆとりある住宅地の形成、市内産業の発展に寄与する土地利用の実現を目指すため、土地区画整理事業の導入や地区計画の指定、地区計画制度や開発許可制度の運用などにより、地区の特性を踏まえたきめ細やかなまちづくりを進めてきました。 ●土地区画整理事業等による計画的なまちづくりが進められた事業区域においては、それぞれに適した土地利用が実現しています。一方、市街化調整区域においては、都市計画法や建築基準法による規制を受けない資材置き場や残土置き場などが、優良な農地や住宅地の間に立地するなど、好ましくない環境の地区も見られ、本市の今後の土地利用には重要な課題となっています。 ●近年、駅及び三郷インター周辺において新たな街の表情が創出されつつあります。三郷市景観形成基本計画を景観法に基づいて具体化した三郷市景観計画や、三郷市景観条例の制定とともに良好な景観形成に向けた誘導を図っています。計画に沿って、市民・事業者・市の協働による景観づくりを行うとともに、市民のなかに市への誇りと愛着が育まれるような取り組みを推進し、より良好な景観形成の実現を図ることが求められています。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

	<p>だれもが安心して居住でき、持続可能な都市をつくるため、土地区画整理等の基盤整備や景観形成を推進するとともに、良好な土地利用の形成を図ります。</p>
---	---

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
都市計画マスタープランの推進		まちづくりに関わる各種計画や公共事業の進捗状況、土地利用・開発事業の動向、市民ニーズを把握・整理し、「都市計画マスタープラン」の目標や方針に沿ったまちづくりの実現を図ります。また、市民ニーズや人口減少、少子高齢化の進展等の社会経済情勢に対応して必要な見直しを図り、将来都市像の実現を目指します。
	③政策形成	
都市計画における情報開示の促進		都市計画に関する知識の普及及び情報の提供を行います。
	①市民サービス	
都市計画マスタープランの目標や方針に沿ったまちづくりの実現		土地利用の現況や市街地の形成過程などを踏まえ、自然環境との調和や地域経済の活性化、防災性の向上、多世代の生活環境の向上等を視野におき、まちの発展に寄与する土地利用の実現を目指します。
	②参加と協働	
良好な景観形成の推進		景観賞などの景観啓発活動の実施、景観計画事前協議等に係る助言や指導、景観審議会の運営、及び屋外広告物条例の運用を行います。
	②参加と協働	
良質な開発への誘導及び意識啓発		都市計画法等の関係法令に基づく適切な指導と監視に努め、スプロール化や住環境の悪化を防止するとともに、良質な開発への誘導や意識啓発を図ります。
	②参加と協働	良質な開発への誘導及び意識啓発

関連する個別計画

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	地域の特性を生かした快適な都市をつくる
施策	4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成
目指す姿	地域ごとの特色が生かされた拠点が形成され、人々が集まり、にぎわいが生まれている

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点の形成については、三郷中央地区及び三郷インターチェンジ周辺におけるA地区や南部地区、南部南地区の土地区画整理事業や新三郷駅周辺地区の開発により基盤整備が行われ、現在は、三郷北部地区において土地区画整理事業による基盤整備が進められています。 ●三郷中央駅周辺は、駅前の「におどり公園」に隣接して「三郷中央におどりプラザ」や宿泊施設が建設され、また、におどり公園を活用した様々なイベント等が開催されています。今後も、都市交流拠点やレクリエーション核としての発展が期待されます。 ●三郷インターチェンジ周辺の北側（A地区）や新三郷駅周辺の西側は、ピアラシティや新三郷ららシティとして、商業・業務・レジャー・教育等の複合機能が集積した地域拠点として発展し、今後は新三郷駅東口周辺の発展が期待されています。 ●三郷吉川線沿道は、三郷インターチェンジに近く幹線道路に面していることから、交通利便性を活かした工業・流通系の土地利用を誘導するため、土地区画整理事業により基盤整備が進められており、産業拠点として流通・工業機能の集積が期待されています。 ●三郷インターチェンジ周辺の南側（南部地区、南部南地区）は、土地区画整理事業により流通・工業等の多様な産業機能が集積する産業拠点として発展しており、今後は西側の発展が期待されています。 ●三郷駅周辺は、近隣型の商業・業務機能が集積した地域の活性化の核となる拠点として発展が期待されております。 ●市南部地域においては、三郷南インターチェンジを中心とする広域交通ネットワークの活用による生活利便性の向上が期待されるとともに、首都直下地震や風水害等に備えた防災機能の向上や、少子高齢社会に対応した地域コミュニティの維持が必要とされています。 ●都市計画道路三郷流山線の整備は、三郷料金所スマートインターチェンジのフルインター化の検討が進められている中で、三郷料金所スマートインターチェンジ周辺地区についても発展が期待されています。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

	<p>地域固有の価値を理解し、地域ごとの特性を生かし、個性豊かで魅力ある地域づくりに取り組めます。</p>
---	---

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
土地区画整理事業等の市街地開発事業の推進		各拠点において、目指す将来像や地域の実情などを踏まえながら、良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等の市街地開発事業を実施する。
三郷中央駅周辺におけるまちのシンボルとなる都市交流拠点の形成		地域住民と共に、三郷中央駅前にある「におどり公園」を活用したイベントを実施し、にぎわいを創出する。
	②参加と協働	三郷中央駅周辺において、駅前の「におどり公園」や第二大場川などの地域資源の活用を図る。
地域の個性を生かしたまちづくりの推進		三郷料金所スマートインターチェンジ周辺地区は、スマートインターチェンジがフルインター化されると、交通アクセス条件が向上します。交通利便性を活かした産業集積と住みやすいまちづくりを目指します。
	③政策形成	
地域の個性を生かしたまちづくりの推進		市南部地域では、防災機能の強化、地域交流の推進、及び広域交通ネットワークを最大限に活かす交通拠点の整備を推進するため、都市計画道路草加三郷線の整備に取り組むとともに、防災機能、コミュニティ機能、給食センター機能を備えた複合施設の整備を進め、地域の生活利便性の向上及び活性化を実現します。
	③政策形成	

関連する個別計画

三郷市南部地域拠点整備基本計画

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	地域の特性を生かした快適な都市をつくる
施策	4-1-3 快適な住環境の創造
目指す姿	安全で良好な住環境が整っている

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●昨今の厳しい財政状況を踏まえ、老朽化した市営住宅のあり方を含めた再編方針を策定する必要があります。誰もが安全な住まいで暮らせるよう、市営住宅の適正管理を図るとともに、市民ニーズに応えられる質的向上に努めることが求められています。 ●快適な住環境の創造のためには、敷地の細分化を防止し、住宅の耐震性、劣化対策、省エネルギー性、景観等に配慮した、持続可能な住環境の形成・保全が求められています。 ●市内一斉清掃への町会・自治会の参加率は100%であり、生活環境美化に対する市民の意識は高いです。今後も、清潔で快適な住環境を維持するためには、市民や地域と協力・連携し、身近なところからの環境美化活動を進めるとともに、ごみの不法投棄やポイ捨て行為等の監視体制を充実させていくことが求められています。また、清潔で衛生的な生活環境を保持するため、空き缶等の投げ捨て防止を促す啓発活動や、河川、水路、道路、空閑地等の清掃・除草による地域美化清掃活動、空き地の適正管理など、環境美化推進員や自治会等との連携を図りながら、市民と行政が一体となって地域美化に向けた活動を推進する必要があります。 ●区画整理事業の進捗等に伴い、町名変更も生じていることから、初めての来訪者にもわかりやすい町名及び地番の表示が求められています。 ●高齢者や子育て世帯等、住宅を必要としている人にとって、安心安全で質の高い住宅ニーズ ●適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、生活環境の保全のため空家等の管理・利活用が求められています。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

 9 産業と革新分野の 基盤をつくらう	 11 安全に暮らせる まちをつくらう	<p>だれもが安全で、かつ質の高い住宅を利用することができるようにします。また、住宅周辺の住環境をより向上させるため、地域の中で美化活動に取り組みます。</p>
---	--	--

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
安全で良好な住環境の整備	②参加と協働	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請により、建築基準法への適合性を計画の段階で確認し、工事完了検査時点で再び確認することにより、建築物の安全性向上に寄与していきます。 ・長期優良住宅、低炭素建築物等の普及、三郷市開発事業等の手続等に関する条例の運用により、質の高い住宅の普及促進、良好な宅地水準の確保に努めます。 ・市道の後退部分に対して分筆測量等費用の一部を補助し、幅員4m未満の市道の解消に努めます。
公営住宅の適切な管理	⑥市有財産の視点	<p>既存住宅の計画的な維持修繕を実施し、適正な保全・管理を進めるとともに、高齢者への対応など質的向上に努めます。</p> <p>市営住宅の適正な管理及び質的向上に努める。</p>
良好な道路環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・道水路に生えた雑草の刈取り、運搬及び回収、処分等の一連作業を実施する。 ・道路側溝の清掃を行い、安全で良好な道路環境の整備に取り組む。
不法投棄物の処分及びパトロールの徹底		<p>不法投棄監視パトロールを定期的に巡回し、道水路の不法投棄物を速やかに発見・撤去する。また、回収された不法投棄物の処分を行う。</p>
放置車両の撤去		<p>道水路に長期間にわたって放置された車両を撤去する。</p>
わかりやすい住居表示の実施		<p>住居表示実施地区や区画整理実施地区等において住居表示板を設置し、良好な景観形成を図る</p>
住宅施策の推進		<p>多様化する住宅ニーズや空家等の管理・利活用等、誰もが安心して暮らせる魅力的な住環境を整備します。</p>

関連する個別計画

三郷市公営住宅等長寿命化計画

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	市民生活が豊かになる快適な都市を実現する
施策	4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが快適に公園を利用できる ・公園が市民の憩いの場となる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●人とふれあう場を創出するため、市民の誰もが、いつでも気軽に利用できる公園や緑道の整備が求められています。 ●これまで、新たな拠点開発や土地区画整理事業等に伴い、公園の整備を進めてきましたが、市内の公園不足地域の解消を図るため、計画的な公園配置を進める必要があります。 ●既成市街地では、用地買収を伴う新たな公園整備は難しい状況のため、借地方式による都市公園、ちびっ子広場等の整備について検討していく必要があります。 ●遊具や樹木など都市公園等における公園施設の老朽化、熱対策及び、暴風等の災害への対応が求められています。引き続き計画的な公園施設の維持更新を行う必要があります。 ●魅力ある三郷市をアピールし、かつ、高い満足度を得ていただけるよう、幅広い年齢層が利用できる公園の整備及び公園機能の充実に取り組むとともに、その維持管理体制の充実を図ることが求められています。 ●一時的に埋設仮置きされている除去土壌の最終的な保管場所について、引き続き検討・調整を行っていく必要があります。
-------	--

【写真・データ】	
【用語説明】	

SDGsに向けた方向性

	<p>だれもが質の高い公園や緑地を利用できるよう、計画的な公園の維持、更新を図ります。また、本市の特徴である江戸川や中川等の水辺空間を活かした魅力づくりに努めます。</p>
---	--

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
地域的なバランスに配慮した都市公園等の整備	地域別の公園整備の状況を勘案し、歩いて行ける身近な範囲で、借地方式などによる都市公園等の整備を推進します。	
	②参加と協働	市民参加による計画的な公園等の整備
魅力ある公園づくり	都市公園等の整備にあたり、市民のニーズを把握した上で、市民参加によるワークショップなどを通じて、誰もが利用しやすい特色ある公園づくりを行います。また、災害対策としてかまどベンチや太陽光照明灯を設置するなど、公園機能の充実を図ります。	
	②参加と協働	地域性に配慮した特色や魅力づくり
既存公園施設の長寿命化の実施	遊具や樹木など公園施設について、点検、修繕及び計画的な更新を実施し、誰もが安全かつ安心して利用することができるように適正に維持管理します。	
	⑤財政運営の視点	快適な利用環境の維持と確保
市民と行政の協働による公園管理の推進	公園施設の維持管理について、公園整備の計画段階からワークショップなどを通じて事前に管理分担を検討し、開園後には市民との協働の中で適切な維持管理ができる仕組みの構築を図ります。	
	②参加と協働	地域との連携強化
公園と公共施設等の連携による利活用の推進	におどり公園をはじめとする都市公園等と、周辺の公共施設等がイベント実施などを連携し、レクリエーションの発信地としてより充実するよう、利活用の推進を図ります。	
	①市民サービス	関係機関との連携強化
公園等除染埋設土の維持管理	公園等の放射線量低減化(除染)作業によって除去した土壌の保管場所を適切に維持管理します。	
	①市民サービス	公園の安全性確保

関連する個別計画

三郷市緑の基本計画

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	市民生活が豊かになる快適な都市を実現する
施策	4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進
目指す姿	快適に移動できる道路ネットワーク環境が整備されている

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●三郷料金所スマートICが機能拡充（大型化）し、令和2年春の供用を予定しています。また、フルインター化についても、国の準備段階調査箇所となりました。県事業である（仮称）三郷流山橋についても、令和5年の供用を予定しています。今後、着実に事業を推進していく必要があります。 ●東京外かく環状道路（三郷南IC～高谷JCT間）に開通し、交通の利便性が更に向上しましたが、その一方で、延伸に伴い、騒音、渋滞、排気ガス等の問題が発生していることから早期解決が必要です。 ●安全で円滑な交通を実現するため、信号機、歩道の設置、道路標識、交通規制の適正化等が求められています。 ●生活道路は狭い道路が多く、安全な歩行の確保が課題となっています。 ●本市では、都市化の進展に伴い、道路幅も確保された新市街地が広がる一方で、今後老朽化する橋梁や道路は急速に増えていく見込みです。東日本大震災発生以降、未曾有の被害が発生し、首都圏においても被害や社会的な混乱が生じた中で、切迫性の高いと言われている首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害による被害拡大が懸念され、市民の安全・安心を確保することが求められています。老朽化した橋梁の架替え・長寿命化や緊急輸送道路の安全点検など、安全性の確保が必要です。 ●円滑で快適に利用できる国道・県道・市道の一体感のある道路網の充実が必要であり、都市計画道路の計画的な整備を推進するとともに、歩行者・自転車のネットワークを含めた一体性のある道路交通体系の確立を図ることが求められています。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 11 住み続けられるまちづくりを	<p>道路は基本的な生活インフラであるため、生活道路等の整備と安全の確保を図ります。また、高速自動車道や幹線道路についても関係機関と連携して計画的な整備に努めます。</p>
---	---	--

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
都市計画道路整備の推進	③政策形成	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業は、三郷中央地区から高州地区までの(幅員16m、延長約3,900m)を整備するものである。未整備区間である新和地区870mの整備を進める。 ・当事業は三郷中央土地区画整理事業区域界から采女線までの(幅員27m、延長約3,560m)を整備をするものである。延伸部の未整備区間560mの整備を進める。 ・当事業は、三郷インター周辺地区と市内北部を結ぶ、天神笹塚線(延長約80m)及び駒形線(延長約260m)を整備するものである。
計画的・効率的な道路ネットワークの形成	③政策形成	<ul style="list-style-type: none"> ・整備主体の埼玉県と連携を図り(仮称)三郷流山橋の整備を推進をするとともに、都市計画道路三郷流山線の整備推進を図ります。 ・国等と連携し、三郷料金所スマートインターチェンジをフルインター化することで、高速道路による周辺都市へのアクセス、市内各地域間の円滑な交流を図ります。 ・道路整備と併せて土地利用を推進することで、都市に魅力と活力を与え、市内外の活発な交流を促進する連続的な空間を形成するネットワーク軸を構築します。
安全・安心な道づくりの推進	①市民サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・市内循環パトロールを強化することにより、道路の破損箇所を早期に発見し修繕を施します。 ・道路管理者の瑕疵が原因で発生した事故により、被害者から損害賠償の請求があった場合に補償・対応等を図る。 ・電子化された道路台帳の維持管理 ・道路及び道路施設の適切な維持修繕により、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組みます。 ・既設道路の改良工事を進め、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組みます。 ・未舗装路の舗装化を進め、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組みます。 ・側溝の設置や蓋掛けの整備を進め、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組みます。 ・橋梁の補修工事を計画的に進め、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組みます。 ・隧道における排水施設や照明器具類等の保守管理を実施します。
橋りょう架替		<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した橋梁の架け替えを計画的に進め、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組みます。

関連する個別計画

三郷市橋梁長寿命化修繕計画

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	市民生活が豊かになる快適な都市を実現する
施策	4-2-3 公共交通アクセスの充実
目指す姿	誰もが安心して市内を移動できる環境ができています

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●国においては、平成25年に「交通政策基本法」が定められ、平成26年には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が一部改正されました。その中で、まちづくりや観光振興等の地域戦略との一体性を確保し、地域全体を見渡した総合的で面的な公共交通ネットワークを形成すること、市民の協力を含む関係者の連携といった方向性が示されたところです。 ●このような背景のもと、本市では、将来に渡って持続的かつ安定的に公共交通を維持・発展させ、まちづくりなどの地域戦略と一体となった公共交通の活性化、利用促進を図るため「三郷市地域公共交通網形成計画」を平成30年3月に策定しました。 ●計画の策定にあたっては、高齢化社会への対応や利用者目線に立った分かり易い・使いやすい情報提供と快適な利用環境の展開、そして地域との協働による持続可能な仕組みづくりなどを、地域公共交通を取り巻く課題としてとらえています。 ●三郷市における公共輸送は、三郷、新三郷駅両駅におけるJR武蔵野線の利用、三郷中央駅におけるつくばエクスプレスの利用及び市内外の拠点を結ぶバス路線によって担われており、移動の利便性及び安全性の向上が求められます。
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



だれもが、その人の身体状況にかかわらず安心して利用できる公共交通機関の整備・充実を行います。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
鉄道輸送の強化	利便性及び安全性の向上のため、つくばエクスプレスの車両編成の8両化の早期実現や東京駅延伸、JR武蔵野線のホームドア設置を鉄道事業者に働きかけます。	
	①市民サービス	利用しやすい公共交通施設の整備
公共交通ネットワークの充実	公共交通機関が相互に連携した「使いやすい」「分かりやすい」公共交通サービスと、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの構築、そして「地域が支え、育てる」持続可能な公共交通の確立を目指します。	
	①市民サービス	公共交通ネットワークの充実を図る。

関連する個別計画

三郷市地域公共交通網形成計画

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	市民生活が豊かになる快適な都市を実現する
施策	4-2-4 良質な水の安定供給
目指す姿	健全な水道事業の運営のもと、安全で安定した水道水がすべての市民に供給される

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年3月に策定した「三郷市水道事業ビジョン」「第3次三郷市水道事業基本計画」に基づき計画的な事業運営、施設整備をしています。近年多発する自然災害による水道施設への被害等を踏まえ、平成30年12月に水道施設における緊急対策が国から示されました。また、水道法が水道の基盤強化を図ることを目的として、平成30年12月に改正され、あわせて水道施設の適切な管理に関する事項が明記されています。 ●近年、給水人口は増加しているものの、節水機器の普及に伴い水需要の減少によって配水量・給水収益は概ね横ばいとなっており、今後も水道事業における収入の根幹である給水収益の増加は期待できない状況です。さらに近年多発する自然災害による水道施設への被害等を踏まえ、基幹管路の耐震化や特に重要度の高い水道施設の停電・浸水対策などの災害対策が急務となっています。 ●今後、持続可能な水道事業を運営していくためにもアセットマネジメントによる施設整備費の平準化、また施設の長寿命化を踏まえた適切な維持管理を行うことが必要です。あわせて、県営水道の計画的な受水により必要な水量の安定給水確保を行い、これら水道事業の環境変化を踏まえ、給水人口に対応した安定的な給水に努める必要があります。
-------	--

【写真・データ】	
【用語説明】	

SDGsに向けた方向性

 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	<p>だれもが安心して利用することのできる水の提供を図るため、施設の適切な維持・更新を図ります。</p>
---	--

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
健全な経営の維持	施設整備を計画的にすすめながら、適宜、財政計画の見直しを行い、将来にわたって健全な経営が持続できるように取り組めます。	
	⑤財政運営	適切な財政計画に基づく、計画的な施設整備の推進
地震に強い強靱な管路の構築	地震に強い強靱な管路を構築するため、耐震化による管路更新を計画的、効率的に実施します。また、更新に伴い、漏水防止効果による有収率の向上を図ります。	
	⑥市有財産	地震に強い強靱な管路の構築
浄配水場施設の長寿命化のための適切な維持管理・計画的な更新	浄配水場施設を適切に維持管理することにより、施設の健全度を高め、長寿命化を図ります。また、施設更新を計画的に実施することで、地震や浸水など自然災害に強い浄配水場施設の構築に取り組めます。	
	⑥市有財産	地震や浸水など自然災害に強い浄配水場施設の構築

関連する個別計画

三郷市水道事業ビジョン、第3次三郷市水道事業基本計画

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	元気で活力ある都市を実現する
施策	5-1-1 にぎわいのある商業の振興
目指す姿	魅力ある商業により、地域がにぎわっている

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●経済産業省の平成31年3月における商業動態統計小売業販売額(季節調整済指数)によると、「一進一退の小売販売」となっております。 ●大型店の進出、通信販売やインターネットショッピングの利用による無店舗販売の進展により、売り上げ・客数の減少、経営者の高齢化等さまざまな環境の変化が個店・商店街の活力を衰退させています。また、大型店相互の競争激化も予想され、市内の商業環境をめぐる課題はますます多様で複雑化しています。 ●既存商業者には地域の環境の変化や消費者の動向を的確にとらえた新たな事業に取り組むための支援が必要となるとともに、大型商業施設を訪れる買い物客を市内の個店・商店街に誘導する施策が求められています。 ●地域の顔であり、生活に密着した魅力ある商店街づくりのため、商業基盤施設の整備や街路灯、モニュメント等の施設、また、省エネ・バリアフリー化など商店街が取り組む環境の整備支援が求められています。
-------	--

【写真・データ】	
【用語説明】	

SDGsに向けた方向性

 8 働きがいも 経済成長も	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	事業者、商店街や関係団体等への支援により、まちの活性化、持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ります。
--	--	---

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
特色ある商店街の育成・活性化		商店街が活性化のために実施する各種事業に対して補助を行うことにより、既存商業を支援し、地域の顔、生活広場としての魅力ある商店街づくりを行います。
	②参加と協働	商店街の環境整備等の支援を行う
経営基盤の強化への支援		中小企業事業者・創業者向けに相談窓口やセミナー開催、補助制度の実施、創業塾の開催、特定創業支援等事業計画の認定事務を行います。
	②参加と協働	中小企業の経営支援を行う
ホストタウンの周知		商業事業者によるギリシャ特産品を使った新商品開発の支援
	②参加と協働	中小企業の経営支援を行う

関連する個別計画

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	元気で活力ある都市を実現する
施策	5-1-2 活力ある工業の振興
目指す姿	工業の振興により、地域経済の活性化がなされている

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」に基づいて策定された「埼玉県基本計画」において、成長ものづくり分野、食品、製造分野、物流関連分野の促進区域として位置づけられています。 ●平成30年度には東京外かく環状道路が延伸し、産業集積への期待が高まっており、交通特性を活かした産業の振興や新たな雇用機会の創出が求められています。 ●三郷インターチェンジ周辺や幹線道路に面するなど非常に交通利便性の高い地域については、都市基盤整備の状況や周辺の農地環境との調和を図りながら、工業・流通系の土地利用を誘導するため、土地区画整理事業などによる産業拠点の形成が進められています。 ●経済産業省の平成31年3月における商業動態統計小売業販売額(季節調整済指数)によると、「一進一退の小売販売」となっております。 ●土地区画整理事業や都市計画道路、東京外かく環状道路の延伸、つくばエクスプレス開通など都市基盤整備の進展、大型商業施設が進出したことにより、購買力の周辺都市への流出に一定の歯止めがかかり、近隣市町からの消費者の流入が見受けられます。
-------	---

【写真・データ】	
【用語説明】	

SDGsに向けた方向性



持続可能な産業集積を行うため、本市の広域交通条件の優位性を活かした形での産業立地を進めます。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
調和のとれた商業・工業環境の整備	市内商工業の振興及び地域経済の活性化のための各種団体運営及びイベントに対する補助等の支援をします。	
	②参加と協働	人材及び労働力の確保に取組む

関連する個別計画

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	元気で活力ある都市を実現する
施策	5-1-3 都市型農業の振興
目指す姿	高品質化、高付加価値化した都市型の農業が実現し、活性化している

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の農業は、東京都に隣接するという立地条件を活かした都市型農業を中心に、新鮮で安全・安心な農作物の安定供給を行っております。しかし、社会経済の発展に伴い、ベッドタウンとしての都市化が進み、農地の宅地化に伴う耕作面積の減少と併せ、農業者の高齢化や担い手不足による農業者の減少、並びに市場価格の下落に伴う農業所得の減少により、継続的な農業経営が困難になりつつあります。 ●農産物のブランド化や高付加価値化に向けての農業の6次産業化や、新たな農作物栽培に取り組む農業者から、その第1歩を踏み出すための支援を求める声が寄せられている。 ●本市の立地を活かし圃場を観光農園に整備するなど、集客性の高い農業を目指す動きも出てきています。 ●市街化区域内の農地が宅地化すべきものからあるべきものへと国の政策転換がなされたこともあり、農地の適切な保全が必要とされています。 ●農業体験や園芸講座等により、地元の農業を身近に感じてもらえる機会を提供するなど、安全・安心な三郷産農産物のPRを行うとともに、その需要拡大が求められています。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

	<p>農業資源の管理、地産地消・6次産業化・ブランド化による市内販路の整備、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる取組を進めることで、持続可能な農業を促進します。</p>
--	---

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
新特産品等の産出	小松菜に次ぐ新たな特産品の産出を目指すとともに三郷産農産物のブランド化やイメージアップを図り、高品質で付加価値の高い農産物にすることで販路拡大や市場での競争力を高めます。また、農業と商工業が連携し、三郷産農産物を使った6次産業化に取り組むなど、新たな需要の拡大に努めます。	
	②参加と協働	農産物の高品質化・高付加価値化
園芸団体への支援並びに市の花「さつき」の栽培普及	園芸展を支援することで、園芸展出展者の技術向上が図られ、三郷市の観光資源につながるよう努めます。併せて、さつき栽培講習会を開催することで、「さつき」が市の花として深く認識され、多くの市民に栽培されるよう普及に取り組めます。	
	②参加と協働	地元農産物の広報・宣伝活動の推進
三郷産農産物の流通販売促進	高品質な農産物の市場出荷を支援するとともに三郷産農産物が市民の手に入りやすい取り組みや仕組みの充実を図ります。また、農業祭や各種イベントを通じ、安全・安心な三郷産農産物の広報・宣伝活動を行い、新たな需要の拡大に努めます。	
	②参加と協働	農産物の高品質化・高付加価値化
農業の担い手の育成・確保に向けた支援	各種農業者団体に対し支援活動を行い、農業者団体の育成に努めます。特に、農業後継者団体への活動支援と組織強化に努めます。	
	②参加と協働	生産直売体制の強化
農業経営・生産の充実	農業者に対し埼玉県春日部農林振興センター、地元農業協同組合などの関係機関の協力を得ながら、生産技術の向上を図り、農産物の高品質化並びに付加価値のある農業を推進します。また、認定農業者を主とする農業経営体を育成するとともに、環境にやさしい農業を推進し、安全・安心な農産物の供給を図ります。	
	②参加と協働	生産直売体制の強化
農地の適切な保全	農作物の生産という本来の機能のみならず、環境の保全、防災空間、憩いの場などの貴重なオープンスペースとして多様な機能を有する農地を適切に保全することによって、豊かな地域社会を築くとともに、農業経営の安定化を図ります。	
	②参加と協働	生産直売体制の強化
ふれあい型農業の推進に向けた支援	市民に多様な農業体験の場を提供し、農の資源を活かした交流や食育などの取組みを推進するとともに、市民農園・観光農園などの整備の支援を推進します。	
	②参加と協働	ふれあい型農業の推進に向けた支援

関連する個別計画

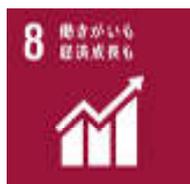
三郷市農業振興計画

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	まちに人々が集い、にぎわいを生みだす
施策	5-2-1 産業と雇用の創出
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ・起業できる環境が充実している ・地域の特性を活かした産業が発展し、市内の雇用の創出が図られている

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 緩やかに景気回復しているものの未だ雇用不安が続く中、誰もが安心して働ける雇用機会の拡大、雇用情報の提供、相談体制の充実、労使関係の健全な発展、労働者生活の安定、福祉の向上等が求められている。 ● 今後、関連法の整備や改正等の動向を反映しながら、拡大・強化を図るとともに、労働者の福利厚生制度の充実についても十分対応していく必要がある。 ● 緩やかに景気回復しているものの未だ雇用不安が続く中、誰もが安心して働ける雇用機会の拡大、雇用情報の提供、相談体制の充実、労使関係の健全な発展、労働者生活の安定、福祉の向上等が求められている。 ● 草加公共職業安定所管内の有効求人倍率は上昇しているものの、有効求人倍率と就職率・充足率が乖離している。多様な働き方に見合った雇用形態や正規雇用対策が求められる。 ● 経済産業省の平成31年3月における商業動態統計小売業販売額(季節調整済指数)によると、「一進一退の小売販売」となっております。 ● 土地区画整理事業や都市計画道路、東京外かく環状道路の延伸、つくばエクスプレス開通など都市基盤整備の進展、大型商業施設が進出したことにより、購買力の周辺都市への流出に一定の歯止めがかかり、近隣市町からの消費者の流入が見受けられます。
-------	---

【写真・データ】	
【用語説明】	

SDGsに向けた方向性



産業基盤、経営環境の整備を推進するとともに雇用や労働環境に不安や不満を持つ勤労者に対する各種相談事業等を通じ、安全で安心な労働環境を促進します。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
労働環境の充実	労働者が直面している労働問題の解決と福祉の増進を図るため、関係機関と連携し、相談事業や中小企業退職金共済等掛金補助等の支援をします。	
	②参加と協働	ものづくり人材の確保と育成支援
雇用の促進	雇用機会の拡充を図るため、関係機関と連携し、求人情報の提供や相談体制の整備、合同企業面接会及び就職支援セミナー開催等の支援をします。	
	②参加と協働	ものづくり人材の確保と育成支援

関連する個別計画

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	まちに人々が集い、にぎわいを生みだす
施策	5-2-2 魅力ある観光の振興
目指す姿	魅力ある観光資源により、多くの人が訪れている

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市が持っている魅力・資源を最大限に活用し、生き生きした暮らしを送るための健康づくりを進めることが重要です。また、持続可能なまちであるために市内外に関わらず、三郷市の魅力を発信し、ブランド化を図る必要があります。 ●本市においては、つくばエクスプレスの開通や、市内バス交通網の整備など、移動手段の向上が図られるとともに、「ピアラシティみさと」や「新三郷ららシティ」などへ多くの集客がある大型店が進出した。 ●misato style、サマーフェスティバル花火大会、産業フェスタなど、本市の魅力をPRできるイベントの実施・後援・支援や、観光案内板の設置、地域ブランドの育成、公式マスコットキャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」の制定・活用など、観光振興に関する様々な取り組みを行っている。 ●市民が観光行政に望む期待は高く、こうした要請に応えるために、市、関係機関・団体・企業が連携した都市型観光の推進や市民を巻き込み三郷市の特性を生かした観光資源の創出・発掘に向けた新たな取り組みが求められている。 ●観光に対する多様なニーズや意向を的確に把握し、三郷市の特色を活かした魅力ある観光事業を実施するため、指針となる観光ビジョンの策定検討を要する。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



本市の有する魅力等を活かし、雇用創出や製品の販路拡大に資するような観光の振興を図ります。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
地域資源を活かした取組みの創出		健康をテーマに市の歴史や文化・産業等の魅力や資源を考察し、ブランド化を確立します。また、市内外へ地域の魅力発信を行います。
	③政策形成	ブランド化を確立、市の魅力発信に繋がる政策を立案する。
観光資源の再発見		市民や関係団体との連携により、自然、文化、歴史、産業、人材など今ある地域資源を再発見し、さまざまな手法により磨き上げを行い、三郷市固有の魅力ある観光資源として活用していきます。
	②参加と協働	市民・団体等の参画と観光資源としての価値創造
観光資源の情報発信		三郷市の魅力を市内外に効果的に伝えるため、多様な観光ニーズに合わせた的確な情報を、三郷市情報発信スペース「ららほっとみさと」や観光ホームページ、パンフレット、観光案内看板等を活用して積極的に情報発信を行います。
	②参加と協働	市民ニーズに合わせた情報発信
都市型観光の振興		民間事業者と連携し、大型商業施設を有するエリアの集客力や交通網の充実による首都圏や近接する地域からのアクセスの良さという強みを活用した都市型観光を推進し、地域のにぎわい創出・経済活性化を図ります。
	②参加と協働	民間事業者・関係機関との連携による企画提案

関連する個別計画

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	まちに人々が集い、にぎわいを生みだす
施策	5-2-3 多様な交流の推進
目指す姿	ダイバーシティ(多様性)を受け入れた交流をすることで、市民の視野がより広くなる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●近年における交通網の発達や経済活動のグローバル化の進展などを背景に、日本にビジネスや留学で訪れたり、結婚して日本に暮らしたりする外国人住民が増えており、「地域での多文化共生」がクローズアップされています。そのため、今後、外国人住民との共生や交流の機会の増大が見込まれています。 ●本市においても、外国籍住民の数は年々増加の一途を辿り、現在人口比率の約3%を占めるに至っており、特にみさと団地を中心に外国人留学生やその家族が多数居住しています。 ●本市では、これらの外国人が不自由を感じることなく生活できるよう、市役所内に国際化推進専門員を配置し、日本語の分からない来庁者への英語での通訳、電話の対応、英語版ホームページの作成、英語の生活情報誌や、リビングガイドブックの作成など、様々な行政サービスの提供を行っています。また、国際交流協会やボランティア団体による地域住民との交流会や市内小中学生に対する国際協力や国際理解に関する講演会の実施などの取り組みが行われています。 ●今後、外国人の更なる増加・多国籍化が予測されることから、行政パンフレット、室内外サイン等の多言語対応、職員の語学力の向上など、行政サービスの一層の充実が求められています。また、外国人が差別されることなく、地域の構成員として受け入れられ活躍出来る社会の構築を目指すため、市民の意識啓発の強化や、市民団体との連携による外国人受け入れ体制の整備が求められています。 ●東京2020大会の開催を契機とし、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図ることを目的とするホストタウン制度に、平成28年6月、本市はギリシャ共和国のホストタウンとして登録されました。 ●「みさとシティハーフマラソン」でのスポーツ交流をはじめ、駐日ギリシャ共和国大使館等、ギリシャ共和国の関係者の元、ギリシャ共和国の歴史や文化に触れる「文化交流プログラム」、市内の保育所、小・中学校での「ギリシャ給食」の提供を通じた食育の推進など、様々な交流事業を実施しています。 ●東京2020大会開催時のギリシャ陸上競技選手団の事前キャンプの受入れ等、外国人来訪者との交流機会の創出を行い、市民の国際感覚意識の向上を図るとともに、国際化に向けた各種事業を推進します。 ●東京2020大会後のホストタウン交流の継続やレガシー(遺産)の構築について、検討していく必要があります。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

	<p>だれもが、グローバルな視野を持ち、多様な人々との相互理解を進めることができる社会の実現を図ります。</p>
--	--

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
国際交流の推進		国際交流協会等による地域住民との交流会等の実施
	②参加と協働	国際交流協会等の活動支援
外国人住民が暮らしやすい生活環境の整備		国際化推進専門員の配置を行い、日本語を母語としない住民への広報、通訳対応を実施
	①市民サービス	日本語を母語と市内住民への広報、通訳
相互理解のための機会の充実		東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をきっかけとして、スポーツ・文化交流などのホストタウン交流を通じた、外国人との相互理解の場を数多く提供し、市民の国際感覚意識の向上を図るとともに、国際化に向けた各種事業を推進します。
	②参加と協働	市民の参加と協働を促し、国際化に向けた各種事業を推進する

関連する個別計画

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる
施策	6-1-1 読書を通じた交流の推進
目指す姿	読書を通じて人々が交流している

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市では平成25年3月に市議会で議決された「日本一の読書のまち宣言」に基づき、市民の主体的な学習要求や課題解決等、様々なニーズに応えるため、資料や情報を積極的に収集するとともに、市民の誰もが、いつでもどこでも読書に親しめるような図書館の運営を行っています。 ●宣言から6年が経過し、これまでの活動の振り返りと次の目標について明確な方針と体制が求められています。今後は多様な読書活動を通じて市民の交流を促し、人と人のネットワークを育てていくことで、新たなコミュニティの創造を目指していきます。 ●高齢者や障がいのある方など、図書館への来館が困難な利用者に対する支援や地域の図書室の更なる充実、市内の読書環境の拡充に努めます。また、地域で活動する読書ボランティア団体のニーズを確認し、具体的な支援を実施していきます。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>だれもが、積極的に読書に取り組むことで、多様な知識を得るだけでなく、その人の生活をより豊かにできるようにします。</p>
---	---

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
市民の読書活動の基本となる図書館の適切な運営	市民の自主的・主体的な学習要求及び課題解決等に対応できる資料・情報を収集・整理・保存して、提供します。	
	①市民サービス	図書館サービスの充実
日本一の読書のまち三郷の推進	第二次日本一の読書のまち三郷推進計画に基づき各種施策を実施	
	②参加と協働	読書を通じた市民同士の交流機会の確保
読書活動ボランティア団体への支援	地域で活動する読書ボランティア団体に対して支援を行う。	
	②参加と協働	読書を通じた市民同士の交流機会の確保

関連する個別計画

第二次日本一の読書のまち三郷推進計画

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる
施策	6-1-2 読書環境の整備
目指す姿	身近に読書に触れることができる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の安心・安全・快適な図書館の利用のため、また、図書館資料の貸出・返却・検索・管理の迅速かつ効率的な処理による、利便性の向上を図るために、図書館施設管理事業を実施しています。今後も施設・設備の適切な維持管理及び図書館情報システムの安定的運用のため、施設・設備の適切な管理に努めるとともに必要な措置を講じていく必要があります。 ●子どもたちに、読書の楽しさ、知る喜びを伝えるため、図書館及び図書館資料を活用し、子どもたちへの読書環境整備と市内小中学校への読書活動支援を実施しています。今後も家庭・地域・学校・図書館が一体となり、子どもたちの読書環境の更なる整備促進及び読書活動を活発にするための取組を行っていきます。 ●市民のニーズに対応する一方、公共施設として市民生活を豊かにし、課題解決に結びつく蔵書構成のため図書館資料の購入を実施しています。図書館資料の貸出を増やし、市民総ぐるみの「読書のまち」「文化のかおり高い」まちづくりをすすめていくために、社会情勢を踏まえた幅広い資料の収集に努めるとともに、リクエストや利用状況等から市民ニーズを捉えた図書を選定を進めます。 ●平成30年3月より電子図書館サービスを導入し、市民の更なる読書機会の確保に努めています。今後は蔵書数の増加とサービスの周知を図り、利用者の増加に努めていくことが課題となっています。 ●これまでの取り組みにより学校図書館の環境は充実し、児童生徒の読書量やレファレンス数からも児童生徒が読書と親しんでいる状況が伺えます。引き続き「日本一の読書のまち三郷」のふさわしい学校図書館の運営を目指します。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	積極的に読書に取り組むことのできる環境をつくり、だれもがその環境を利用できるような社会の実現を図ります。
---	--

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
図書館施設の維持管理及び図書館情報システムの安定的運用による読書環境の向上	日常及び定期点検を通じた施設・設備の適切な管理に努めるとともに、図書館情報システムの安定的運用を図るために必要な措置を講じます。	
	①市民サービス	読書環境の整備と充実
子どもたちの読書環境の整備	図書館及び図書館資料を活用した、子どもたちの読書環境の整備、市内小中学校の読書教育支援に取り組めます。	
	①市民サービス	読書環境の整備と充実
読書環境の整備と充実	市民の学習意欲及び読書への興味にこたえるため、多分野の資料の充実に努めるとともに、市内施設の相互協力による読書ネットワークを強化するほか、各種データベースの導入を図ります。	
	①市民サービス	読書環境の整備と充実
図書館・図書室にICタグシステムを導入する。	自動貸出機等の導入により利用者の利便性を高めるとともに、事務の効率化などにより図書館サービスの向上を図ります。	
	①市民サービス	図書館サービスの向上
電子図書館の運営	様々な理由により図書館に行くことが困難な方でも、気軽に読書に親んでもらえるようなサービスの提供に取り組めます。	
	①市民サービス	読書環境の整備と充実
学校図書館運営の充実	司書教諭、図書館担当教員、学校司書が、学校応援団や読書ボランティア等と連携し、学校図書館が「日本一の読書のまち三郷」にふさわしい児童生徒の読書及び調べ学習の拠点となるよう、運営の充実を図ります。	
	②参加と協働	学校図書館運営の充実

関連する個別計画

第二次日本一の読書のまち三郷推進計画

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる
施策	6-2-1 生涯学習の推進
目指す姿	誰もが様々なことを学び、活かせることができる

現状と課題	<p>●高度情報化の進展や価値観の多様化、少子高齢化社会など、生涯学習をとりまく社会環境の変化に対応し、一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を高め、心豊かな人生を送れる人生100年時代の生涯学習社会の構築が求められています。</p>
-------	--

【写真・データ】	
【用語説明】	

SDGsに向けた方向性

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>すべてに対して、その人が希望する知識の習得などの学習への希望に応えます。</p>
---	---

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
生涯学習・社会教育の 推進		社会情勢や市民のニーズを把握し、学習機会の提供や活動への支援、情報発信等を通じて、生涯学習意欲の高揚を目指します。
	②参加と協働	インターネット等を活用し、積極的な情報発信を推進する。
学び(市民大学)の充実		一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を磨き、心豊かな生活を支援するため、教育機関や専門家等と連携・協働した講座の開催や放送大学再視聴施設の活用等、多様な生涯学習ニーズに対応します。
	②参加と協働	高度な学習機会を提供し、市民の学習機会の充実を図る。
家庭の教育力の向上		子育て世代には子育てに必要な知識やスキルを提供し、近い将来親となる世代には子育て等の理解を深める機会を提供します。
	②参加と協働	家庭・学校・地域が一体となった取り組み

関連する個別計画

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる
施策	6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もがスポーツやレクリエーションを楽しんでいる ・様々な活動を通じて、健康的に生き生きとした生活を送っている

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●文化的活動への関心とともに、健康づくりや体力づくり、仲間づくりへの関心が高まっており、市民のスポーツ活動に対する関心とニーズは、高度化、多様化しています。スポーツに対する期待が高まっているなか、既存の施設を最大限に活用し、スポーツ実施率を上げていくことが課題です。今後は、施設の管理に関して、民間能力を活用しつつ、市民サービスの効果及び効率の向上を図る必要があります。 ●地区の生涯スポーツ活動の場として、利用者を取り込んだ事業を提案していく必要があります。 ●高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的として、本市独自の事業「シルバー元気塾」を開催しています。参加者からは、足腰が強くなった、体調が良くなった等の声が多くあり、効果が高いことも実証されています。 <p>令和元年度には、ゆうゆうコースと併せて24コース、参加者2千人余りで定員を超える申込があり好評の事業となっています。今後も市民ニーズに応えるため、サポーターの養成等さらに推進するとともに充実化を図ります。</p>
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



希望するスポーツやレクリエーションを行うことをだれもができることで、いきいきとしたその人らしい生活ができるようにします。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
スポーツ・レクリエーション活動の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ基本法第22条に広く住民が自主的かつ積極的に参加できるようスポーツ行事を実施、奨励に努めることにより、スポーツをする機会をつくる。 ・子どもから高齢者まで、誰もが、いつまでも、どこでも自分の好みや体力に合わせて、生涯にわたって楽しめる手軽なスポーツ教室を実施する。 ・本市におけるスポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、建議する。 ・子どもから高齢者まで、誰もが、いつまでも、どこでも自分の好みや体力に合わせて、生涯にわたって楽しめる手軽なスポーツ教室を実施する。 ・学校体育施設を開放することにより、生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進する。 ・施設の管理に関して、民間能力を活用しつつ、市民サービスの効果及び効率の向上を図る。 ・三郷市屋外有料運動公園施設利用貸出の受付業務 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた、スポーツの普及啓発を行うために、オリンピックを講師に招いたスポーツ教室を開催する。 ・三郷市陸上競技場の利用者が安全、快適に施設を利用できるようにする。 ・三郷市スポーツ推進計画の策定
	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民サービス ⑥ 市有財産 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが容易に、気軽に参加することができる活動機会の提供 ・安心して利用できる施設の整備
指導者・団体の育成及び次世代を担う地元アスリートのための支援		<ul style="list-style-type: none"> ・各スポーツ団体との連携を図りながら、それぞれの団体の自主性・自立性を助長するとともに、団体相互の連携・協力を努めます。 ・地元で活躍するアスリートを発掘し、広く市民に周知するとともに、オリンピック・パラリンピックなどの世界大会および全国大会に出場する際には財政的支援を行います。 ・国、県が主催する指導者講習会、研修会への積極的な参加を促し、継続的かつ効果的に指導できる指導者の養成・確保に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ② 参加と協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体等の育成・充実 ・次世代を担う地元アスリートの発掘・支援
シルバー元気塾の推進		<p>高齢者の筋力維持・向上のための筋力トレーニングを取り入れ、高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的とした「シルバー元気塾」を推進します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ② 参加と協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー元気塾の充実

関連する個別計画

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる
施策	6-2-3 文化・芸術の振興
目指す姿	身近に文化や芸術に触れることができる

現状と課題	<p>●社会構造の中で、文化・芸術活動や創作活動などを通じた心の豊かさを求める市民が増加しています。無料市民体験学習教室の開催や市民ギャラリーの使用に関する要望も増えつつあります。文化協会【文化・芸術の愛好家団体の連合体組織】を中心に様々な事業等を展開中ですが、ニーズの高まりに対応すべく、世代や興味に合わせた柔軟なテーマ設定・実現が求められています。</p> <p>●各種文化団体は、後継者不足、育成の問題を抱えているところもあります。今後は、関連団体等との連携を通じた活動支援、文化振興公社との連携を通じた文化活動の推進、活動の発表の場の提供、指導者の養成・確保、文化活動の拠点となる施設の機能の充実等を通じて、これら団体の活動をより支援していく必要があります。</p>
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>だれもが文化や芸術への希望が実現できる社会を目指します。</p>
---	-------------------------------------

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
市民の文化活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術団体を育成し、団体と連携し文化芸術の普及を実施 ・三郷市民文化祭の開催を支援し、市民の活動の発表の場の提供や文化に触れる機会の確保 ・全国規模のコンクール等で優秀な成績を収めた者に芸術文化奨励金を交付する 	
	<ul style="list-style-type: none"> ①市民サービス ②参加と協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実した情報提供体制の確立・芸術文化の振興
市民作品の展示	市民の作品を市庁舎入口へと展示	
	②参加と協働	市民が作品を展示する機会の提供

関連する個別計画

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる
施策	6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承
目指す姿	文化財保護・保全活動が行われ、市民がそれらを大切にしている

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●『三郷市史』は本市及び地域の歴史・文化を理解するために必要不可欠であり、その活用とともに、資料収集を継続し、将来において適切な保存・活用をしていくための整備が必要です。 ●都市化や、代替わりなどによって、全県的に地域史料(古文書等)や民俗資料の散逸が課題となっており、市民及び地域の共有財産である歴史資料が散逸する危険性があります。 ●都市化が進む中で、新規住民が増えており、本市の歴史や文化財を紹介し、関心や愛着を深め、永く文化財を保護していく意識を向上させる取り組みが必要です。
-------	--

【写真・データ】	
【用語説明】	

SDGsに向けた方向性

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>文化財や地域の歴史をすべての人が知ることによって、だれもが三郷市に愛着を感じる事ができる社会を目指します。</p>
---	--

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
地域史料の収集・保存・活用	地域史料を適切に保存・活用していくための体制の整備、また調査・研究に役立てるため史料の目録化を行います。	
	②参加と協働	収集史料の整理・目録化を進める。
市史編さん事業の継続	新たな史料の収集・調査を継続して行い、編さん体制の充実を図ります。また、第1次市史編さん事業で刊行できなかった内容について、市史研究『葦のみち』を刊行し、発信していきます。	
	②参加と協働	地域史料の収集・研究をし、その成果を発信する。
郷土資料館展示の充実	郷土資料等の調査・収集・保存に努めるとともに、常設展示や企画展示を行い、郷土の歴史を学ぶ場として魅力ある郷土資料館を目指します。	
	②参加と協働	郷土資料等の展示を通して、郷土の歴史を学ぶ場としての充実を図る。
文化財の調査・保存・継承	散逸から市内の文化財を保護・保存するため、調査を実施するとともに、特に保存・継承が必要なものについて適切に文化財に指定していきます。	
	②参加と協働	文化財調査、指定等を行い、文化財の保存・継承を進める。
文化財保護意識の啓発	市内外の文化財や歴史資料に触れ、文化財保護意識を啓発します。	
	②参加と協働	文化財等に触れる機会を提供し、文化財保護意識の啓発を図る。

関連する個別計画

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが平等に暮らせる社会を実現する
施策	6-3-1 平和と人権を大切に作る社会づくり
目指す姿	平和の尊さや人権の大切さを理解し、みんなが意識をもって行動できる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などに伴い、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が必要となっています。 ●2016年には「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」などの、人権に関する法律が施行されました。人権課題の解決に向けた施策の推進と共に、私たち一人ひとりが法制定の主旨や意義を改めて理解し、実践に移していくことが求められています。 ●今後も、様々な人権問題を正しく認識しその解決を図っていくために、各種啓発事業を総合的に進めるとともに、家庭・地域社会・学校などあらゆる場を活用した効果的かつ創意工夫に富んだ啓発活動の展開が求められています。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>だれもが平和や人権の大切さを知ること、すべての人がいきいきと暮らすことのできる社会を目指します。</p>
---	---

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
人権啓発・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚を図るため、各種研修会の開催や人権家庭教育学級・人権作文など幅広く人権啓発・教育を展開していきます。 ・「三郷市人権施策実施計画」に基づき、すべての分野において人権意識の高揚を図り、人権を尊重し、共に生きるまちづくりの実現に取り組みます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ①市民サービス ②参加と協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会の開催等、人権意識の高揚に努める。 ・人権意識の啓発推進
市民の平和意識の高揚	<p>三郷市非核平和都市宣言の基本理念を踏まえ、平和意識の高揚に向け、親子平和施設見学会や平和DVDの上映、原爆パネル展示等の平和啓発事業を実施する</p>	

関連する個別計画

三郷市人権施策実施計画

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが平等に暮らせる社会を実現する
施策	6-3-2 ジェンダー平等社会の形成
目指す姿	誰もが平等で個性と能力を発揮することができる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会制度や慣行は、依然として根強く、子育てと仕事の両立が困難な状況、出産・子育て期における女性の労働力の低下、重要な方針決定の場へ参画する男女の不均衡などの多くの課題があります。 ●女性の活躍を推進するため、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」および「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が施行されました。 ●ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力についても相談件数等は高水準で推移しており、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者の人権を保護する施策が必要です。
-------	--

【写真・データ】	
【用語説明】	

SDGsに向けた方向性

 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 16 平和と公正を すべての人に	<p>だれもがすべての人に対して、平等かつ個性を尊重することができる社会を目指します。</p>
---	--	---

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
男女共同参画社会づくりの推進	「三郷市男女共同参画社会づくり条例」や「みさと男女共同参画プラン」に基づき、あらゆる分野での男女共同参画の推進に取り組みます。	
	②参加と協働	男女共同参画に関する啓発活動の充実
一人ひとりの人権の尊重と擁護	ドメスティック・バイオレンスを始めとするあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制を充実させ、被害者の安全確保と支援体制の整備に努めます。	
	①市民サービス	あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発および被害者支援

関連する個別計画

みさと男女共同参画プラン

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる
施策	7-1-1 健康づくりの推進
目指す姿	適正な医療を受け、生涯を通じて健康に過ごすことができる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●人間ドックや健康診査の受診率が低く課題となっています。制度のわかりやすい周知を一層推進し、多くのかたに受診いただくことが必要です。 ●夜間、休日診療を含めた救急医療体制については、一次救急、二次救急における医療体制を周辺市町と連携して実施するとともに、休日診療については、三郷市医師会立休日診療所による診療を行っています。引き続き、市民の健康の保持増進に資するため、周辺市町と連携した取り組みが必要です。 ●健康寿命が県内でも短いことが課題となっております。健康寿命の延伸を目指し、市民全体での健康への関心を高めていくことが必要です。 ●高齢者の心身の課題に対応していくために、疾病予防と介護・フレイル予防を一体的に進めていくことが必要です。そのため、若年期からの健康診査及び各種検診受診の必要性について普及啓発に努めるとともに、対象者への効果的な受診勧奨の実施と受診しやすい環境整備に努めます。 ●感染症予防や骨髄バンク事業については、今後も引き続き制度の周知に努めるとともに、食を通じた健康寿命の延伸に向け、取り組みを進めてまいります。 ●乳幼児期に接種すべき定期予防接種については、接種率の向上に向け保護者のかたへの周知を行ってまいります。 ●生活習慣病の発生・重症化を予防するため、各種健康診査及び保健指導を実施し、メタボリックシンドローム改善等に取り組むとともに、健康管理の必要性の周知に努めます。
-------	---

【写真・データ】	
【用語説明】	

SDGsに向けた方向性



だれもが健康に関する正しい知識を習得できるようにするとともに、適正な医療を受けることが出来ることを目指します。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
健康づくり事業の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・予防医療推進のため、人間ドック受診費用の一部を助成します。 ・各種関係法令に基づく事務の実施を円滑に行うため、健康推進協議会の開催、保健事業案内冊子「健康のしおり」の発行、新型インフルエンザ対策、学生実習の受け入れ等の事務を実施しています。
	①市民サービス	サービスの維持向上
休日・夜間における診療体制の整備および地域医療の連携体制の整備		地域医療体制の整備を図るとともに、休日・夜間診療を含めた救急医療体制の整備に努めております。
	①市民サービス	サービスの維持向上
地域における健康づくりの推進		生活習慣病や、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、市民に正しい知識の普及を図っております。
	②参加と協働	地域における健康づくりの推進
地域の栄養相談、成人健康教育、生活習慣病訪問指導(糖尿病等)の実施		市民の健康に関する個別の相談に応じ、保健指導及び栄養指導を行い、家庭における健康管理に資することを目的に実施します。また、必要に応じて訪問指導を実施します。
	②参加と協働	地域における健康づくりの推進
後期高齢者健康診査の推進		後期高齢者医療保険被保険者を対象にフレイルの予防に着目した健康診査に取り組みます。
	②参加と協働	関係機関との連携体制の充実
健康診査・各種検診の推進		・生活習慣の改善や医療に結びつけるための健康診査・各種検診を実施し、また、受診率向上に取り組みます。
	②参加と協働	関係機関との連携体制の充実
各種がん検診の推進		がん検診の受診の必要性の周知を図るとともに、各種がん検診の実施、がん検診受診者のうち、要精密検査の受診率向上に取り組みます。
	②参加と協働	関係機関との連携体制の充実
感染症への適切な対応		市の定めた任意予防接種(おたふくかぜワクチン、大人の風しんワクチン・麻しん風しん混合ワクチン)を受けた場合の費用に関する一部助成を行っております。
	①市民サービス	サービスの維持向上
保健・福祉・医療の相互連携のための体制整備		日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した方に対して助成金を交付しております。
	②参加と協働	健康情報の提供
健康情報の提供		朝食の欠食率改善に係る啓発を目的としております。また、高齢者に向けた生活習慣病対策や要介護状態の予防のための低栄養対策として、手軽で簡単に作ることができる健康レシピを作成し、周知を行っております。
	②参加と協働	健康情報の提供

関連する個別計画

三郷市新型インフルエンザ等対策行動計画

第2期三郷市健康増進・食育推進計画「すこやかみさと」

第2期三郷市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期三郷市特定健康診査等実施計画

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる
施策	7-1-2 安定した社会保障制度の確立
目指す姿	社会保障制度のもとで健全な運営が行われている

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活の自立や社会的自立など、本人の状態に応じた自立を支援しています。今後必須化が必要な事業については、継続的な支援を維持するための体制を整え、必要性に応じて委託を含めて検討していく必要があります。 ●高齢化の進展により、後期高齢者医療被保険者数は増加の一途をたどっており、比例して増え続ける給付費の抑制が急務となっています。そのため、地域の実情に即した施策の実施が必要であり、体制の整備が急務となっています。 ●継続的な介護サービスが提供できるように財源を確保し、保険財政の安定化を図り、公平な負担と適正な給付を行うことが必要です。 ●国民年金については、市で行う業務・手続きが限られています。そのため、市民は日本年金機構で手続きをすることが増えています。 ●国民健康保険においては、財政状況が厳しく、毎年一般会計からの財政支援を受けている状況です。
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

 3 すべての人に健康と福祉を	 17 パートナーシップで目標を達成しよう	<p>だれもが必要な社会保障を受けることが出来るよう、関係機関と連携して取り組むとともに、高齢化社会等が進むなかで、制度の維持等を図ります。</p>
--	---	--

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
生活困窮者自立支援事業による支援	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、子どもの学習支援などの事業を行います。	①市民サービス 生活困窮者自立支援事業による丁寧な支援
後期高齢者医療制度の適正運用	埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、後期高齢者医療制度における市町村の役割を適正に執行します。	
介護保険制度の適正運営	高齢者が介護の必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、適切な介護サービスの提供に努めます。	
国民年金の運営支援	国民年金について市民が安定した生活を送ることができるよう、年金相談、広報活動等の充実に努めます。また、日本年金機構と連携をとりつつ、年金未加入者への加入促進と未納者への納付勧奨に引き続き取り組みます。	①市民サービス 社会保障制度の運営支援
国民健康保険の健全な運営	国民健康保険制度を維持していくための必要財源を確保するため、被保険者資格の適用適正化、医療費の適正化、適正な賦課、保険税の収入の確保及び保健事業の推進などの取り組みを行い解消に努めていきます。	①市民サービス 国民健康保険の健全な運営

関連する個別計画

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する
施策	7-2-1 地域福祉の推進
目指す姿	地域で支え合い、助け合うことができる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●近年、社会情勢や家族の形態の多様化等、地域における課題や市民のニーズは複雑化かつ多様化しているため、地域福祉活動を支える各団体との連携や、地域住民相互の支え合い、助け合いが活発に行われることが重要となります。 ●市民の不安や悩みを様々な行政サービスの案内や調整によって解決に近づける窓口づくりを目指しています。ただし、相談の件数が増加し、内容も複雑化していることから、対応できる職員の育成が大きな課題となっています。 ●いざという時、市民一人ひとりの命を守るためには、地域における助け合いが重要となるため、平常時から、地域の中でコミュニケーションを図り、要支援者と支援者がお互いに声を掛け合える「顔の見える関係」を築いておく必要があります。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

 3 健康と福祉	 17 パートナーシップで目標を達成しよう	<p>住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活することが出来るよう、関係機関と連携しながら自助、公助、共助等を進めます。 (地域包括ケアが地域福祉の基本となるため、この3項目はSDGS上では共通になるのではないかと)</p>
---	---	--

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
地域福祉活動を支える各団体等への支援	地域福祉の健全な発達及び増進のために活動を行う各団体等に対し、支援・協力を行います。	
	②参加と協働	地域福祉を支える団体の活動支援
地域福祉推進体制の充実	市民、団体等及び行政が連携・協働する仕組みづくりを推進し、地域福祉の充実を図ります。	
	②参加と協働	自助・互助・共助・公助を基本とした福祉のまちづくりの推進
福祉総合相談体制の推進	福祉にかかる相談において、ご本人やご家族、支援機関などから受ける初めの相談窓口であり、1つまたは複数の部署をまたがる相談に対して、関係する部署に繋ぐなどの調整をしながら支援を行います。	
	①市民サービス	地域福祉の推進
避難行動要支援者支援制度の推進	災害が発生し避難する際に、地域における支援を必要とする避難行動要支援者について把握し、名簿を整備し、平常時から避難支援等関係者(町会・自治会、自主防災組織等)に名簿情報の提供を行います。	
	②参加と協働	地域住民の互助活動の推進
生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービスの向上	生活保護決定事務の適正実施と経理管理、統計管理による、地域の保護動向、傾向分析を行うとともに、相談支援の充実を図り、適切なサービス提供を行います。	
	①市民サービス	付随する膨大な事務処理の電子化やAI技術の活用性を探り、さらなる
権利擁護の推進	自己の権利を表明することが困難な方などの権利を擁護し支援するために、社会福祉協議会等専門機関や地域住民と主体的・積極的に連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。	
	①市民サービス	高齢者福祉の充実

関連する個別計画

第3次三郷市地域福祉計画
三郷市避難行動要支援者支援制度全体計画
第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する
施策	7-2-2 地域包括ケアシステムの構築
目指す姿	だれもが住み慣れた地域で、いつまでも住むことのできる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターは高齢者の総合的な相談窓口を担うとともに、地域ケア会議をはじめ、地域の様々な関係者間のネットワークづくりを推進し、多職種連携を強化する必要があります。 ●医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加することが予測されることから、入退院時の支援、日常の療養、急変時や看取り等に対応するため、医療や介護の専門職等の多職種連携を強化する必要があります。 ●認知症は誰もがなりうる病気であり、家族や身近な人が認知症になること等も含め、多くの人にとって身近なものとなっています。生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力のもと、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会が求められます。 ●生活支援コーディネーターの配置、協議体の配置が、市内全体で求められています。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

 <p>17 パートナシップで 目標を達成しよう</p>	<p>誰もが心身ともに健康で健やかに暮らすことができるいよう、一人ひとりの健康づくりの支援や保険・医療・福祉サービスの利便性向上を図るとともに、福祉事業者との連携や地域福祉活動を担う人材育成に取り組みます。</p>
---	---

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
高齢者個人に対する充実した支援とそれを支える社会基盤の整備		高齢者に関する様々なご相談をお受けし、必要なサービスにつないだり、権利や安全を守る制度のご案内などをします。また、地域ケア会議を開催し、高齢者個人や地域が抱える課題を検討し必要な資源開発や地域づくりを行い、さらには政策形成につなげていきます。
	②参加と協働	高齢者支援と社会基盤の整備
在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進		地域の医療・介護関係者と情報の共有、課題の抽出、対応策を検討し、解決に取り組めます。また、医療・介護に従事する人材の育成やネットワーク化を図ります。
	②参加と協働	在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進
認知症に関する普及啓発と早期発見・早期対応の推進		認知症に関する理解を深めるための普及啓発や、認知症サポーターの養成を行います。また、認知症地域支援推進員を中心に医療・介護・地域とともに連携支援に取り組めます。
	②参加と協働	認知症に関する普及啓発と早期発見・早期対応の推進
生活支援サービスの整備		介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて協議体を設置し、生活支援コーディネーターと共に地域資源の発掘や地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。また、地域住民を担い手として、生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加の促進を図ります。
	①市民サービス	生活支援サービスの整備

関連する個別計画

三郷市高齢者保健福祉計画
第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する
施策	7-2-3 障がい者福祉の充実
目指す姿	障がい者が地域において安心して暮らし、社会に参加できる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉に係る相談件数が年々増加し、相談内容も複雑化、困難化している中で、処遇対応の質を保つため、相談支援体制の強化が課題です。 ●増加する手話通訳者・要約筆記者派遣要請に対応する体制づくりが必要です。 ●関係法令に基づいた適正な支給事務を継続することが求められます。 ●医療的ケア児への対応を行うため、ケースワーカー等の専門性を持つ職員による相談体制の充実が必要となっています。 ●身体障がいのある方や障がいの重い方、医療的ケア児に対応するため、新規事業者の誘致等と人材の確保が課題です。 ●長く安定した就労を実現するためには、関係機関との就労支援に関するネットワークの充実に努めていくとともに、障がい者の就労を推進していきます。 ●障がい者支援の要となる相談支援体制の強化を図るため、ケースワーカー等の専門性を持つ職員の確保や育成が急務となっています。また、基幹相談支援センター、障害者相談センターの増設により、効率的かつ効果的な障害福祉サービスの提供を図る相談支援体制の構築が必要です。 ●障害者差別解消法の考え方を踏まえ、引き続き障がい者等への偏見、差別をなくす心のバリアフリーに取り組む必要があります。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

	すべての障がいのある人が、地域の一員として暮らす共生社会を目指し、必要な支援を行います。
--	--

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
総合的な障がい福祉施策の推進		障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、総合的な施策の推進による体制づくりを進めていきます。
障がい福祉サービスの充実		居宅介護や生活介護、自立訓練や就労継続支援等、障害者総合支援法に位置づけられた介護給付、訓練等給付の継続に努めます。
医療費の助成や各種手当等の活用促進		障がい者の経済的な負担を軽減するため、医療費の一部負担金等について助成金を支給するとともに、各種手当の支給を実施します。
就労支援の推進		一人ひとりの希望に応じた就職を実現し、安定した就労への長期的な支援を総合的に行うため、雇用、福祉、教育、医療各分野が連携したネットワークのさらなる充実を進めていきます。
施設サービスの充実		市内の障がい福祉施設の拡充を図るとともに、障がい者福祉施設みさとについても、利用者のニーズを踏まえたサービス内容の充実を図ります。
心のバリアフリーの推進		様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを推進するため、手話の普及等の環境整備を図ります。

関連する個別計画

三郷市障がい者計画・第5期三郷市障がい福祉計画（平成30年度～平成32年度）

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する
施策	7-2-4 高齢者福祉の充実
目指す姿	高齢者が地域で安心して生き生きと過ごすことができる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を続けるため、医療や介護の関係機関や住民主体のNPOと連携し、高齢者同士の交流の場の提供や、気がかりな高齢者等の安否確認を行うことにより孤立化を防ぐ必要があります。 ● 生活での問題や負担を少しでも軽減する各種支援を充実させます。また、ボランティア等の協力による見守り活動など、交流や生きがい、地域での役割を持てるよう人的な支援も併せて推進します。 ● 被保険者や施設等の関係機関への周知に努め、経済的負担を軽減することにより、真に必要な介護サービスを誰もが受給できるようにすることが必要です。 ● 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気でいきいきと暮らしていくことができるよう、個々の生活や心身の状態に応じた、健康の保持増進に取り組むことができる環境づくりを推進します。 ● できる限り住み慣れた地域で暮らすため、介護サービス、さらには日常生活における支援が有機的に結びついた体制を整えていくことが必要です。 ● 施設の整備事業者の選定は公募によるため、市民ニーズ合うことや適正なサービスを提供できるよう設置事業者との調整が必要です。 ● 介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、介護予防把握事業、一般介護予防事業、地域リハビリテーション活動支援事業の充実が求められます。
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性

 3 すべての人に 健康と福祉を	 11 包摂的で 持続可能な まちづくりを	<p>すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要なサービスの提供を行うとともに、地域包括ケアを進めます。</p>
--	---	--

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
高齢者の孤立化の防止	①市民サービス	高齢者が安心して暮らし続けられるよう、高齢者同士の交流の場を提供し、地域住民と協力して孤立化や引きこもり、孤独死等を防ぐための住民ニーズに応じた取組みを行います。
生活支援を支える基盤整備の推進	①市民サービス	日常生活で、何らかのサービスが必要な高齢者のための事業を図ります。
社会参加の機会の充実	②参加と協働	高齢者が長年つちかってきた知識や技能を発揮できるよう、学習・文化・スポーツ活動や就業の場の確保を行うとともに、ボランティア活動などの社会参加を支援します。
高齢者福祉サービスの充実		<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の利用者負担額等を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。 ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護サービス、等の整備に努めていきます。 ・市が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として実施する介護基盤整備事業について、民間事業者等が整備する施設に対し、整備費の一部を市が補助します。
生きがい活動のための環境整備	①市民サービス	健康寿命を延ばすため、生きがい活動や社会参加を支援し、必要な事業や施設整備を推進します。
介護予防事業の推進	①市民サービス	高齢者が要介護状態にならないように、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう介護予防事業を推進します。また、市民が協力し支えあい、要介護状態にならないような仕組みを確立します。

関連する個別計画

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画